

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和2年9月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に係る費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の規定に基づき、措置入院患者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができるかを判断するため、措置入院患者又はその扶養義務者の所得状況を調査する。調査の結果、入院に要する費用を負担できると認められた措置入院患者又はその扶養義務者に入院に要した費用の全部又は一部を徴収する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。 ○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。 ○当該事務を行うにあたって必要となる個人の基本情報や関係機関からの調査回答などを管理し、使用している。</p>
③システムの名称	統合番号連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
措置入院患者台帳ファイル、統合番号連携システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 14項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第1号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 22項、23項及び24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条、第16条及び第17条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課
②所属長の役職名	精神保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市健康福祉局精神保健福祉課 横浜市中区本町2丁目22番地 045-662-3552
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の23項及び24項	番号法第19条第7号 別表第二の22項、23項及び24項	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害企画課長 山田 洋	精神保健福祉推進担当課長	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市 南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市 港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市 泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市 南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市 港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市 泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	平成27年10月1日時点	平成30年12月18日時点	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	平成27年10月1日時点	平成30年12月18日時点	事後	重要な変更には該当しないため。
平成31年1月4日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年9月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害福祉システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	統合番号連携システム、中間サーバー	事後	重要な変更には該当しないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉局障害福祉部障害企画課	健康福祉局障害福祉保健部精神保健福祉課	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年9月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①所属長の役職名	精神保健福祉推進担当課長	精神保健福祉課長	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年9月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年9月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	横浜市健康福祉局障害企画課 横浜市中区日本大通18 045-671-2415	横浜市健康福祉局精神保健福祉課 横浜市中区本町2丁目22番地 045-662-3552	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年9月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年9月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	平成30年12月18日時点	令和2年8月26日時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年9月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	平成30年12月18日時点	令和2年8月26日時点	事後	重要な変更には該当しないため。
令和2年9月23日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	重要な変更には該当しないため。
令和4年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の22項、23項及び24項	番号法第19条第8号 別表第二の22項、23項及び24項	事後	重要な変更には該当しないため。